

国東市通所型短期集中予防サービス（貯筋で幸せ向上サービス）委託仕様書

1. 目的

貯筋型サービスは、生活機能の低下若しくは低下し始めた利用者に対して、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動機能及び栄養・口腔機能の改善に向けたサービスを提供し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

2. 委託内容

国東市通所型短期集中予防サービス
（貯筋で幸せ向上サービス）

3. 事業実施期間

契約締結から令和6年3月31日

4. 事業の概要

(1) 対象となる利用者

利用期間中に目標を達成する見込みのある要支援者及び事業対象者のうち、次に掲げる各号の状態像を有していない者で、短期集中的なサービスの利用が、自立支援に効果的であると市が認めた者とする。

(a) 認知機能の低下により、プログラムの実施が困難な者

(b) 難病及びがん末期により、プログラムの実施が困難な者

(c) 精神疾患及び急性期の疾患により、主治医から運動の実施について禁止されている者

(d) 他のサービス利用の意向がある場合又は長期間の介護又は予防サービスが必要と認められる者

(2) サービスの実施者

- ・ 指定通所介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 通所リハビリテーション（介護予防含む）

(3) サービスの提供時間

原則3ヵ月（延長最大3ヶ月）

(4) 設備

① 利用者の運動プログラムの実施を妨げない広さを有していること。
※3㎡×利用定員以上

② 1回当たりの利用定員は、18名を超えない範囲内で事業所が規定。

③ その他 必要な設備（AED）、消防設備その他非常用設備、備品（血圧測定器、酸素濃度測定器など）

(5) 損害賠償保険に加入すること

5. 事業内容

(1) 運動機能向上プログラム

目的：生活機能の低下若しくは低下し始めた者に対し、その心身の状況、置かれている環境等に応じた運動の指導、助言を行うとともに、生活環境の調整や生きがいをもって生活できるよう、活動と参加への働きかけを行い、自宅や地域でのセルフケアをはじめ、サービス終了後においてもいつまでも自立した生活を送り続けられるように支援する。

概要：体力の諸要素(筋力・バランス能力・柔軟性)に包括的に働きかける運動(ストレッチ運動・バランス運動・機能的運動・筋力向上運動等)を組み合わせる。

なお、機能的運動及び筋力向上運動については、簡易な器具を用いた運動等又は機器を使用しない機能的トレーニングも可

人員：① 管理者 常勤1名 ※1

② 従業者

(a) 運動プログラム指導員 専従1名以上必要数 ※2

理学療法士、作業療法士、機能訓練指導員 ※3

(b) 看護職員 1名以上必要数 ※4

(c) 運動プログラム支援員 専従1名以上(10人まで)

11人以上 1名加配

通所介護、通所リハビリの介護職として、1年以上従事したことのある者

③ その他

(a) 管理者、従業者のうち、1名以上は救急法及びAEDの使用法の講習を受講した者であること

(b) ※1、※4について

当該サービスの提供時間中に当該サービスに支障がない場合は、同一敷地内の他のサービス等に従事することは可

(c) ※2、※3について

運動プログラムの指導員が、理学療法士・作業療法士の資格を有していない場合は、利用者の課題分析、目標設定、運動プログラムの立案、モニタリング等の評価等に対して理学療法士、作業療法士から助言、指導を受けことができる体制を確保すること(業務委託可)

利用定員：18名以内(1回あたり)

実施期間：3ヵ月(延長3ヶ月可)

事業内容：事業を実施する者(以下「事業者」という)は、次に掲げるサービスを行うものとする。

① 事前のアセスメント

運動プログラム指導員等は、プログラム開始前に利用者の心身機能の把握及び身体機能を踏まえたプログラム実施に係るリスク評価を行うとともに関連するQOL(生活の質)等の個別の状況についても把握、評価する。

② 個別サービス計画の作成

アセスメント結果を踏まえ個別の利用者のプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別サービス計画書を作成する。

③ 標準的な運動プログラム

体力の諸要素(筋力・バランス能力・柔軟性)を包括的に運動することができるように、ストレッチ運動(ウォーミングアップ・クールダウン)、バランス運動、機能的運動、筋力向上運動等を組み合わせて実施する。なお、主運動実施前後に運動習慣の実施状況等のモニタリングを個別に実施する。

④ 個別プログラム

運動プログラムを実施するにあたり、①どの体力要素がより衰えているのか②痛みの増悪しない動作は何か③静的、動的、機能的バランスのどれが衰えているのか等によって、個別のプログラムを作成する。

⑤ 訪問アセスメント

リハ職等の訪問アセスメントは、2ヵ月目(筋力アップ期間)の中間及び3ヵ月目(ゴールカンファレンス会議)前に実施し、生活課題の改善状況、目標に向けての進捗状況の確認を行う。

⑥ スタート・ゴールカンファレンス会議

スタートカンファレンス会議は、1ヵ月目(助走期間)の後半及びゴールカンファレンス会議は、3ヵ月目の終了2週間前を目安に実施する。

⑦ 訪問フォローアップ

サービス終了後、1ヵ月経過後に、運動プログラム指導員等は、利用者宅を訪問し、自宅での生活行為の確認や地域での活動、社会参加等の活動状況の確認を行い、担当介護支援専門等に報告する。

(2) 口腔機能向上プログラム

目的：口腔機能の維持・改善を通じて、楽しく、美味しく、安全な食生活の営みができるよう支援を行う。

概要：利用対象者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から、口腔機能向上の3つの支援軸となる①口腔機能向上の必要性についての教育②口腔清掃の自立支援③摂食・嚥下機能等の向上に向けた支援を行う。

人員：口腔プログラム指導員

歯科衛生士、看護師、言語聴覚士（業務委託可）

利用定員：概ね10人を超えない範囲

実施期間：3ヵ月以内で必要とする期間

実施回数又は時間：月1回～2回程度(計6回)

原則として、運動機能向上プログラムの終了後(若しくは別日)1回あたり45分から60分

事業内容：事業者は、次に掲げるサービスを行うものとする。

① 事前のアセスメント

口腔プログラム指導員は、プログラム開始前に利用対象者の口腔機能の状態等の把握、評価を行う。

② 個別サービス計画の作成

口腔プログラム指導員は、アセスメント結果を踏まえ、個別の利用対象者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別サービス計画を作成する。

③ プログラムの実施

口腔プログラム指導員は、以下の(a)~(e)の内容を含むプログラムを集団又は個別の方法により実施する。

(a) 口腔機能の向上教育

(b) 口腔清掃の指導

(c) 摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導

(d) セルフケアプログラムの策定

(e) セルフケアプログラム実施に当たっての指導

※ セルフケアプログラムには、口腔清掃の実施、日常的にできる口腔機能向上のための訓練の実施等、居宅において利用対象者が日常的に実施すべき内容を盛り込むこと

※ 栄養、食生活に課題がある場合は、改善プログラムと併用して実施すること。

④ 口腔フォローアップ訪問

プログラム延長決定後、利用対象者の口腔機能の状態等の評価を目的に、1ヵ月経過後、口腔プログラム指導員は、利用者宅を訪問し、自宅での口腔セルフケア、口腔機能状態等の確認及び指導を行い、担当介護支援専門員等に報告する

(3) 栄養改善プログラム

目的：食えることを通じて低栄養状態又は生活習慣病等の予防又は改善を図るとともに、いつまでも食えることを楽しみ、自立した生活が送れるよう、生活の質を高められるように支援を行う。

概要：利用対象者の低栄養状態の改善を図るとともに、高血圧や糖尿病、心臓疾患、脂質異常症などの様々な病気を引き起こす生活習慣病の要因を確認し、美味しく食えることや食事の準備などを含む日常生活における「食えること」の自立に向け、利用対象者の嗜好、身体状況、生活習慣や食環境を考慮し総合的な支援を訪問等の方法により個別に行う。

人員：栄養改善プログラム指導員

管理栄養士（業務委託可）

実施期間又は時間：月1回～2回程度（計6回）

1回あたり60分程度（訪問による）

事業内容：事業者は、次に掲げるサービスを行うものとする。

① 事前のアセスメント

栄養改善プログラム指導員は、プログラム開始前に利用対象者の身長、体重等の身体計測を行うとともに、BMI、食事の摂取状況、ア

アレルギー状況、主治医からの指示内容等を把握し、低栄養状態又は過体重のリスク評価を行う

② 利用対象者本人が行う栄養改善計画の作成

栄養改善プログラムは、アセスメント結果及び利用対象者の意向を踏まえ、栄養改善の観点から必要となる栄養量、日常の食事形態等配慮すべき事項について説明し、その説明を踏まえて利用対象者が行う計画の作成を支援する。また、栄養改善に向けた食事に関する目標を定める。

③ プログラムの実施

栄養改善プログラム指導員は、利用対象者により作成された計画の実施にあたり、栄養状態の改善を図るため、以下の指導、助言等の支援を行う。

(a) 食べることの意義

(b) 栄養改善のための自己マネジメントの方法

(c) 栄養改善のための食べ方、食事作りと食材の購入方法

(d) 地域における食事会等を行うボランティア組織の紹介

④ 事後のアセスメント

栄養改善プログラム指導員は、プログラム終了後に利用対象者の目標の達成度、栄養状態の改善状況の評価を行う。

6. 委託料

(1) 運動機能向上プログラム

① 基準単価 30,000円/1回につき 利用者1人～3人まで

4人以降、1人・1回につき

6,000円(3ヵ月まで)

5,400円(4か月以降)

② 加算等

(a) 送迎加算 1人・片道200円

(b) 訪問アセスメント加算

1人・1回につき 7,000円(2回まで)

(c) 訪問フォローアップ加算

1人・1回につき 7,000円(プログラム終了後1回)

(d) サービス状態像改善加算相当費(1人・1回限り) 50,000円

(注) 当該貯筋型サービスを利用する居宅要支援被保険者が、当該貯筋型サービスを利用することができる要支援認定の有効期間内若しくは有効期間満了後に、次に掲げるいずれの申請行為を行わない場合(有効期間内に要支援認定の取り消しを居宅要支援被保険者が市に届け出た場合を含む。)で、かつ、サービス事業(ちよいかせサービスを除く。)を利用する必要が消滅した場合または、事業対象者の資格を取り消す場合は、当該事由の効力が生じる日の属する月から2月を超えない範囲内において1回を限度として、当該加算相当費を算定することができる。

- ア 要介護認定
- イ 要支援認定
- ウ 要支援更新認定
- エ 要支援状態区分の変更認定

(2) 口腔機能向上プログラム

① 集団での実施(送迎込)

(a) (3人～5人) 単価 16,000円/1回につき

(b) (5人～10人) 単価 24,000円/1回につき

② 個別での実施 単価 8,000円/1人・1回につき

③ 口腔訪問フォローアップ加算

1人・1回につき 8,000円(プログラム終了後 1回まで)

(3) 栄養改善プログラム

① 個別(訪問)での実施

単価 8,000円/1人・1回につき

7. 費用請求・実施報告

事業者はサービス利用月の翌月10日までに、高齢者支援課に請求書及び実施明細書を提出するものとする。

8. 利用料

貯筋型サービスにおける利用者の利用料は無料とする。ただし、サービスにおいて日常生活において通常必要となるものに係る費用については、その利用者から負担するものとする。